## 王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募 公募要項に対する質問内容および回答(再質問)

No.		項目番号	項目	度は事業有公券 公券を現に対する貝向内各のよび回告(丹貝II 質問内容	回答案
1	6	24		土地譲渡予定価格について「土地譲渡予定価格(100億円)	PCB 廃棄物移設処分・土壌汚染対策・地中障害物撤去等の予期せぬ事
			公募要項に関す	は変動する可能性があります」と記載がありますが、PCB廃	案への対応の必要性が明らかになるのは、土地引渡し以降になると考
			る質問に対する	棄物移設処分・土壌汚染対策・地中障害物撤去等の予期せぬ	えています。そのため、 土地引渡し以降に 予期せぬ事案が発生した
			回答書	条件変更の結果も含めたうえで、契約時の諸条件に基づいた	際には、本市と事業者での協議により、事案ごとに対応(市側での
				価格協議であると考えております。	対応、事業者への損失補償等)を決定する予定です。
2	6	26	公募要項に関す る質問に対する 回答書		ご認識の通り、PCB廃棄物・使用製品の存在が確認された場合は、土
					壌汚染対策法に基づく調査命令の発出有無に関わらず、本市に対応を
				PCB について「土壌汚染対策法に基づく調査命令が発出され	求めることができます。
				ない場合」について、調査命令が発出されるされないにかか	なお、「王子公園再整備にかかる大学設置・運営事業者公募 公募要
				わらず、起因者が明確である場合は、起因者負担として協議	項に関する質問に対する回答書(神企未第512号、令和5年2月28
				を考えております。	日)」のNo.26回答の「土壌汚染対策法」に関する記載は、PCB廃棄
					物・使用製品による土壌汚染があった場合のリスク分担を示したもの
					です。
3	7	28		生活環境に与える影響について「周辺住民等から開発、建築	大学誘致も含め王子公園再整備の事業に関する要望等については、基
				について要望等があった場合は事業者において必要な対応を	本的に本市で対応しますが、大学の設置・運営に伴う要望等について
					は事業者において必要な対応をしてください。
					なお、要望等の内容によっては、本市と事業者が連携して対応する場
				応いただく認識です。	合もありうると考えています。
	7	29			既存建物等(資料1「物件概要書」参照)については、提供図面の有
					無に関わらず、契約事業者の負担と責任において解体・撤去すること
				  目的物の瑕疵について、別紙として受領した「埋蔵文化財試	としており、解体・撤去費用はいかなる事情が発生しても本市に請求
				掘・確認調査結果」について、埋蔵文化財試掘調査による写真で陶器ガラが確認できており、これらは掘削した者が産廃処分する必要があると考えます。 また、TP4の断面図ではコンクリートも確認できます。これらを含めた受領図面等での確認ができていない瑕疵の扱いは貴市負担という認識です。	できません。
					一方で、建築工事の支障となる地中障害物(既存建物等を除く)を発
4					見した場合は、公募要項P23VI.3.(2)に記載のとおり、本市と事業者と
					の間で協議の上、本市に対し必要な対策及び対応を求めることができ
					ます。その場合は、本市へ立ち会いを求めるなど、地中障害物の存在
					を証明していただく必要があります。
					なお、TP4の断面図におけるコンクリートについては、アメリカン
					フットボール用のゴールポストの基礎と推察され、その場合は、既存
					建物等にあたります。